

新潟県へき地におけるオンライン診療普及支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、オンライン診療を活用し地域の医療提供体制を確保する市町村の取組に要する経費に対し、へき地におけるオンライン診療普及支援事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この補助金の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、へき地等医療資源の限られた地域で医療提供を行う医療機関においてオンライン診療を導入し、当該地域における医療提供体制確保を行う事業とする。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付対象者は、次の各号に定める事項をいずれも満たす市町村とする。

- (1) へき地診療所又はへき地医療拠点病院を運営する若しくは無医地区や準無医地区等の医師が少なく、医療アクセスが困難と認められる地域を有すること。
- (2) 補助事業実施年度以降においても、オンライン診療による地域の医療提供体制確保を継続する見込みであること。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金は、次の基準により交付するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

- 1 次の表の第1欄に定める基準額と、第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。ただし、補助事業の実施に当たり、寄附金その他の収入がある場合は、当該金額を対象経費から控除する。
- 2 1により選定された額に第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
677千円	医療機関に設置するオンライン診療の実施に必要な次の機器の導入経費 パソコン、モニター、ウェブカメラ、スピーカーフォン、ビデオチャット用端末、電子聴診器等	2分の1

(交付の条件)

第5条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をする場合には、知事の承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付の目的の達成及び事業の能率的な遂行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められるときは、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その能率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は規則第19条に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (8) 補助事業を行うため締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (9) この補助事業にかかる補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(交付申請)

第6条 この補助金の交付を受けようとする者は、別記第1号様式による申請書に、事業計画その他の関係書類を添えて、知事の指定する日までに提出するものとする。

(交付の決定)

第7条 知事は、第6条の申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときはその決定の内容及びこれに付した条件を、交付しない旨の決定をした場合において必要があるときはその旨及び理由を、速やかに申請をした者に通知するものとする。

(変更申請)

第8条 第5条第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第2号様式による変更交付申請書を、変更しようとする日の15日前までに知事に提出するものとする。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第9条 第5条第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第3号様式による事業中止(廃止)承認申請書を、事業を中止し、又は廃止しようとする日の15日前までに知事に提出するものとする。

(事業の遂行が困難となった場合の報告)

第10条 第5条第3号の規定により知事の指示を求める場合には、事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書面を知事に提出するものとする。

(申請の取下げ)

第11条 規則第7条の規定による期日は、補助金の交付決定通知を受理した日から起算して15日を経過した日とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることがある。

(実績報告)

第12条 この補助金の事業実績報告は、補助事業完了後1カ月以内(第5条第2号により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1カ月以内)又は交付決定日が属する年度の翌年度4月5日のいずれか早い日までに、別記第4号様式による報告書を知事に提出するものとする。

(補助金の額の確定等)

第13条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第5条第2号に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、申請をした者に通知するものとする。

2 知事は、補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

(補助金の支払)

第14条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、遅滞なく補助事業者に補助金を支払うものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 申請者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記第5号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

(取得財産の処分の制限)

第 16 条 規則第 19 条第 4 号及び第 5 号に規定する知事が定める財産は、この補助金により取得し、又は効用の増加した財産で、その取得価格又は効用の増加価格が 1 件 50 万円以上のものとする。

- 2 規則第 19 条ただし書に規定する知事が定める期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 20 年 7 月 11 日厚生労働省告示第 384 号）に定める処分制限期間とする。

- 3 規則第 19 条の規定による知事の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記第 6 号様式による財産処分承認申請書を知事に提出するものとする。

- 4 知事の承認を受けて財産処分を完了したときは、完了から 1 カ月以内に、別記様式第 7 号により知事に財産処分が完了した旨の報告を行うものとする。

(その他必要な事項)

第 17 条 この交付要綱に定めるもののほか、この交付要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 28 日から施行する。

第1号様式

第 年 月 日 号

新潟県知事 様

補助事業者名
代表者職・氏名

新潟県へき地におけるオンライン診療普及支援事業補助金交付申請書

標記補助金の交付を受けたいので、下記のとおり、新潟県へき地におけるオンライン診療普及支援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき必要な書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円

- 2 添付書類
 - (1) 経費所要額調書（別紙1）
 - (2) 事業計画書（別紙2）
 - (3) 歳入歳出予算書（見込）抄本
（当該補助事業にかかる支出予定額を備考欄等に記入すること）
 - (4) その他知事が必要とする書類
（設置機器に係る見積書及び概要がわかる資料等）

経費所要額調書

対象経費の 支出予定額 A 円	寄付金その他の 収入 B 円	差引額 C=A-B 円	基準額 D 円	選定額 E 円	補助所要額 F 円

- (注) 1 E欄には、C欄とD欄とを比較して少ない方の額を記入すること。
 2 F欄には、E欄の額に補助率を乗じて得た額（1,000円未満切り捨て）を記入すること。

(対象経費内訳)

品名	規格	単価 円	数量	金額 円	設置場所
合計					

事業計画書

1 地域における医療提供体制の現状・課題

(1) 地域の現状・課題（今後見込まれる課題）
(2) オンライン診療を実施する医療機関名・所在地
(3) (2) の医療機関の業務体制の現状・課題（今後見込まれる課題） ※ (1) の地域との関係の説明を含む。

2 事業実施計画

(1) 事業実施期間（申請年度内の任意の期間とする。）
(2) 実施するオンライン診療の内容 （診療科、回数（頻度）、対象患者 等）
(3) 実施するオンライン診療の形態（該当するものに○）
① D to P 患者側に医療従事者の同席なしで、医師と患者間で診療を行う形態
② D to P with D 患者側に主治医等の医師が同席する場合、遠隔地にいる医師が診療を行う形態
③ D to P with N 患者側に看護師等が同席する場合、遠隔地にいる医師が診療を行う形態
④ D to P with その他医療従事者 患者側に薬剤師、理学療法士等の医療従事者が同席する場合、遠隔地にいる医師が患者に対して診療を行う形態
⑤ D to P with オンライン診療支援者（医療従事者以外）

患者側に医療従事者以外のオンライン診療支援者が同席する場合、遠隔地に
いる医師が患者に対して診療を行う形態

(4) オンライン診療の実施体制
(実施人員、業務分担、外部の協力者 等)

- 3 オンライン診療導入による課題解決に対する効果の見込み
(可能な限り、定量的に説明すること。)

--

- 4 事業実施年度以降のオンライン診療の実施予定
(事業実施市町村及び当該医療機関について)

--

第2号様式

第 年 月 日 号

新潟県知事 様

補助事業者名
代表者職・氏名

新潟県へき地におけるオンライン診療普及支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金について、下記のとおり変更したいので、新潟県へき地におけるオンライン診療普及支援事業補助金交付要綱第8条に基づき必要な書類を添えて申請します。

記

- 1 変更交付申請額
既交付決定額 金 円 (A)
変更申請額 金 円 (B)
差引増減額 金 円 (B-A)
- 2 変更内容
- 3 変更理由
- 4 添付書類
(1) 変更後の事業計画書 (別紙1)
(2) 変更後の経費所要額調書 (別紙2)
(3) その他知事が必要とする書類

第3号様式

第 号
年 月 日

新潟県知事

様

補助事業者名
代表者職・氏名

新潟県へき地におけるオンライン診療普及支援事業補助金
中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、新潟県へき地におけるオンライン診療普及支援事業補助金交付要綱第9条に基づき申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止（廃止）時期
- 3 事業再開の時期（中止の場合）

第4号様式

第 年 月 日
第 号

新潟県知事 様

補助事業者名
代表者職・氏名

新潟県へき地におけるオンライン診療普及支援事業補助金事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記について、下記のとおり事業を実施したので、新潟県へき地におけるオンライン診療普及支援事業補助金交付要綱第12条に基づき必要な書類を添えて報告します。

記

1 補助金実績報告額 金 円

2 事業完了日 年 月 日

4 添付書類

- (1) 経費所要額精算書(別紙3)
- (2) 事業実施報告書(別紙4)
- (3) 歳入歳出決算書抄本
(当該補助事業にかかる支出額を備考欄等に記入すること)
- (4) 契約書及び納品書等の写し
- (5) その他知事が必要とする書類

経費所要額精算書

対象経費の 実支出額 A 円	寄付金その他の 収入 B 円	差引額 C=A-B 円	基準額 D 円	選定額 E 円	補助所要額 F 円

- (注) 1 E欄には、C欄とD欄とを比較して少ない方の額を記入すること。
2 F欄には、E欄の額に補助率を乗じて得た額（1,000円未満切り捨て）を記入すること。

(対象経費内訳)

品名	規格	単価 円	数量	金額 円	設置場所
合計					

事業実施報告書

1 地域における医療提供体制の現状・課題

(1) 地域の現状・課題（今後見込まれる課題）
(2) オンライン診療を実施した医療機関名・所在地
(3) (2) の医療機関の業務体制の現状・課題（今後見込まれる課題） ※ (1) の地域との関係の説明を含む。

2 事業実施内容

(1) 事業実施期間
(2) 実施したオンライン診療の内容 （診療科、回数（頻度）、対象患者 等）
(3) 実施したオンライン診療の形態（該当するものに○）
① D to P 患者側に医療従事者の同席なしで、医師と患者間で診療を行う形態
② D to P with D 患者側に主治医等の医師が同席する場合、遠隔地にいる医師が診療を行う形態
③ D to P with N 患者側に看護師等が同席する場合、遠隔地にいる医師が診療を行う形態
④ D to P with その他医療従事者 患者側に薬剤師、理学療法士等の医療従事者が同席する場合、遠隔地にいる医師が患者に対して診療を行う形態
⑤ D to P with オンライン診療支援者（医療従事者以外） 患者側に医療従事者以外のオンライン診療支援者が同席する場合、遠隔地にいる医師が患者に対して診療を行う形態
(4) オンライン診療の実施体制

(実施人員、業務分担、外部の協力者 等)

3 オンライン診療導入による課題解決に対する効果
(可能な限り、定量的に説明すること。)

--

4 オンライン診療実施に係る今後の課題等

--

5 次年度以降のオンライン診療の実施予定
(事業実施市町村及び当該医療機関について)

--

第 年 月 日 号

新潟県知事 様

補助事業者名
代表者職・氏名

新潟県へき地におけるオンライン診療普及支援事業補助金に係る
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定があった新潟県へき地におけるオンライン診療普及支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、交付決定通知により付された条件に基づき、下記のとおり報告します。

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による額の確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金返還相当額）

金 円

- 3 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

第6号様式

第 年 月 日 号

新潟県知事 様

補助事業者名
代表者職・氏名

新潟県へき地におけるオンライン診療普及支援事業補助金に係る
財産処分承認申請書

年 月 日付け 第 号で額の確定を受けた標記補助金により取得した財産を下記のとおり処分したいので、新潟県へき地におけるオンライン診療普及支援事業補助金交付要綱第16条第3項に基づき申請します。

記

- 1 処分の種類（該当するものに○）
（ ①転用 ②有償譲渡 ③有償貸付 ④無償譲渡 ⑤無償貸付 ⑥交換
⑦抵当権の設定 ⑧取壊し又は廃棄 ）
- 2 処分の概要

①	医療機関名	
②	所在地	
③	補助対象設備名	
④	補助金相当額 (処分に係る部分の額)	円
⑤	補助額全体	円
⑥	総事業費	円
⑦	補助年度	年度
⑧	処分制限期間	年
⑨	経過年数	年
⑩	処分の内容	
⑪	処分予定年月日	

⑫ 譲渡予定額 (譲渡の場合)	円
⑬ 評価額	円

3 経緯及び処分の理由

--

4 添付資料

- 補助金交付決定通知及び確定通知書の写し
- 備品納品書等経過期間の確認ができる資料の写し
- その他参考となる資料（当該財産処分の内容や理由を補足する資料

第7号様式

第 号
年 月 日

新潟県知事

様

補助事業者名
代表者職・氏名

新潟県へき地におけるオンライン診療普及支援事業補助金に係る
財産処分完了報告について

年 月 日付け 第 号により承認された標記の財産処分について
は、別添のとおり完了しましたので、新潟県へき地におけるオンライン診療普及支
援事業補助金交付要綱第16条第4項に基づき報告します。